

青森県後期高齢者医療広域連合議会処務規程

(平成十九年三月二十八日青森県後期高齢者医療広域連合議会規程第一号)

改正 平成二十一年四月九日議会規則第一号

(趣旨)

第一条 この規程は、青森県後期高齢者医療広域連合議会の事務処理の方法その他必要な事項を定めるものとする。

(公印)

第二条 議会の公印は、別表のとおりとする。

(文書記号)

第三条 發送する文書に付する文書記号は「青後広議」とする。

2 達及び指令記号は、達記号は「青後広達(議)」と、指令記号は「青後広指令(議)」とする。

(準用)

第四条 この規程に定めるもののほか、公印の取扱い及びその他事務処理については、広域連合長が定める規則及び規程の相  
当規定の例によるものとする。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

附 則 (平成二十一年議会規則第一号)

この規程は、公表の日から施行する。

別表（第二条関係）

公印の名称	字句	形状	寸法 (ミリメートル)	個数	使用区分	保管責任者
議会印	青森県後期高齢者医療広域連 合議会之印	正方形	二十一	一	一般公文書	書記長
議長印	青森県後期高齢者医療広域連 合議会議長之印	正方形	二十一	一	一般公文書	書記長
副議長印	青森県後期高齢者医療広域連 合議会副議長之印	正方形	二十一	一	一般公文書	書記長